

効果的な熱中症予防対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、効果的な熱中症予防対策支援事業についての補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

2 前項の補助金は毎年度予算の範囲内において交付することとし、補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市町村が行う住民への熱中症予防のための効果的な対策を実施するための費用を支援し、熱中症による救急搬送者数の減少及び熱中症による死者の発生を防止することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、効果的な対策支援事業実施要領に定める、市町村が住民等に対して行う熱中症予防のための事業とする。

2 次の各号に掲げる事業は、原則として補助対象事業に含まないものとする。

- (1) 国庫補助事業
- (2) 当該事業を除く県費補助事業
- (3) 公用施設（庁舎等）の整備、維持管理費等に係る事業
- (4) その他、当該補助金の趣旨に合致しない事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条第1項の交付決定が行われた会計年度における補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。

- ア 謝金（報償費）
- イ 旅費
- ウ 需用費
- エ 役務費
- オ 委託料
- カ 使用料及び賃借料
- キ 備品購入費
- ク 補助金及び交付金
- ケ その他事業の実施にあたり必要と認められる経費

(補助率、補助限度額及び支払方法)

第5条 補助対象事業に対する補助金の補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとし、補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の支払い方法は、精算払いとする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、会計年度毎に様式第1号を知事に提出しなければならない。

2 様式第1号の提出期限は、会計年度毎に定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の申請を審査し、補助金の交付又は不交付を決定した時は、様式第2号を速やかに当該申請市町村長に送付するものとする。

2 市町村は、交付決定された補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3号を知事に提出するものとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 市町村は、次の各号のいずれかに該当し、第7条第1項に規定する交付申請書に記載する内容を変更するときは、様式第4号によりあらかじめ知事の承認を得なければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更（ただし、補助額を大幅に増減しない補助対象経費の変更等の軽微な変更を除く。）

(2) 補助対象事業の中止・廃止

(変更等の承認)

第9条 知事は、前条の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の承認の有無を、様式第5号により市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事から要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 市町村は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村は、補助事業の完了（補助対象事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は補助対象事業年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合に、実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果に基づき交付決定額を超えない範囲で補助額を確定し、市町村に通知するものとする。

2 補助額の確定に当たり、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(是正のための措置)

第13条 知事は、第12条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、市町村に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 知事は、市町村が、次の号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段による補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他、補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又はこの交付要綱による指示に違反したとき

(確定による返還等)

第15条 市町村は、超過交付額がある場合、別途定める期限内に超過交付額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第19条第1項第2号に規定する知事の定めるものは、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、事業完了後5年とする。

(書類の整備等)

第17条 市町村は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

別表（第5条関係）

| 補助率 | 補助限度額 |
|-------|-------|
| 1/2以内 | 240万円 |

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。